

瑞穂市地域包括支援センター

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

これからご利用いただく介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、サービスを利用する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
分からないことなどがあれば、遠慮なくお尋ねください。

1 事業所の概要

運営主体の法人名	社会福祉法人 瑞穂市社会福祉協議会
運営主体の所在地	岐阜県瑞穂市別府1283番地
運営主体の代表者氏名	会長 松原 隆行
代表電話番号・FAX 番号	TEL 058-327-8610 FAX 058-327-5323
ホームページアドレス	あり https://www.mizuho-shakyo.org
事業所の開設年月	平成18年 4月 1日
介護保険指定番号	2103200016
事業所名	瑞穂市地域包括支援センター
事業所の所在地	岐阜県瑞穂市別府1283番地
管理者の役職・氏名	主任介護支援専門員 池田 実加
交通の方法	JR穂積駅より徒歩10分
代表電話番号・FAX 番号	TEL 058-327-4118 FAX 058-327-5304
指定年月日	(西暦)2006年 4月 1日
運営の方針と事業所の特色など	高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるように、利用者の立場にたち公平・中立な支援を行う。

2 職員の体制に関する事項

職種	常勤	非常勤	合計
保健師・看護師	3名		3名
主任介護支援専門員	2名		2名
社会福祉士	3名		3名
介護支援専門員	1名	1名	2名
事務員	1名		1名

3 サービスの内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応可能時間)	月～金曜 8:30 ～ 17:15 ※土・日・祝日及び夜間は、電話による相談のみとなります。	
休日	土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日 (12月29日～1月3日)	
サービス提供地域	瑞穂市	
介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①介護予防サービス・支援計画表の作成 ②介護予防サービス事業者との連絡調整 ③サービス実施状況の把握、評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要支援認定申請に対する協力、援助 ⑦相談業務 	
苦情・相談対応 窓口の名称・連 絡先・対応時間	事業所又は法人に 設置された 苦情・相談対応窓口	社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 瑞穂市地域包括支援センター
		連絡先電話番号 058-327-4118
		対応時間 8:30 ～ 17:15 (土日祝日を除く)
	外部に設置された 苦情・相談対応窓口	瑞穂市健康福祉部地域福祉高齢課
		連絡先電話番号 058-327-4126
		対応時間 8:30 ～ 17:15 (土日祝日を除く)
		もとす広域連合
		連絡先電話番号 058-320-2266
		対応時間 8:30 ～ 17:15 (土日祝日を除く)
国保連苦情・相談対応 窓口(介護サービス苦 情相談窓口)	岐阜県国民健康保険団体連合会	
	連絡先電話番号 058-275-9826	
	対応時間 9:00 ～ 17:00 (土日祝日を除く)	
事故発生時の 対応	担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかにもとす広域連合・瑞穂市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
秘密の保持	担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。	

虐待の防止	<p>利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>①研修等を通じて、職員の人権意識の向上や、対人援助に関する知識・技術の向上に努めます。</p> <p>②職員が適切に支援を行うために相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。</p> <p>③利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。</p>						
身体的拘束等の原則禁止	<p>①サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行いません。</p> <p>②やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。</p>						
利用料	<p>介護保険から全額支給されるため、基本的に利用者負担はありません。</p> <p>※ 保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。</p> <p>※ 今後、介護保険法等の変更があった際、料金の基準が変更されます。</p> <p>1 介護予防支援</p> <table border="1" data-bbox="437 1115 1444 1245"> <tr> <td>介護予防支援費</td> <td>442単位／月</td> </tr> <tr> <td>初回加算 ※1</td> <td>300単位／月</td> </tr> <tr> <td>委託連携加算 ※2</td> <td>300単位／月</td> </tr> </table> <p>2 介護予防ケアマネジメント</p> <p>もとす広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱に定める額</p> <p>※1 新規に介護予防サービス計画を作成した場合に加算します。</p> <p>※2 指定居宅介護支援事業所に委託する際、利用者の必要な情報を指定居宅介護支援事業所に提供し、計画作成等に協力した場合、委託を開始した月に限り加算します。</p>	介護予防支援費	442単位／月	初回加算 ※1	300単位／月	委託連携加算 ※2	300単位／月
介護予防支援費	442単位／月						
初回加算 ※1	300単位／月						
委託連携加算 ※2	300単位／月						

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業所名 瑞穂市地域包括支援センター

所在地 瑞穂市別府1283番地

説明者氏名 _____

私は、本書面により、事業者から介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

また、私と私の家族の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を受けるに当たって、担当職員と介護予防サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)のほか、居宅介護支援事業所又は介護予防サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に介護予防サービスの提供を受けている場合で、私が体調を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで医師・看護師等に説明する場合

2 個人情報を提供する事業所等

- (1) 介護予防サービス計画に掲載されている介護予防サービス事業所
- (2) 受託した居宅介護支援事業所の担当者
- (3) 病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合)の担当者
- (4) 行政機関の担当者及び当該地域の民生委員等(ただし、利用者の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに協力が必要な場合に限る。)

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件等

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 緊急を要し、支援に特に必要であると判断した場合は、必要最小限の個人情報を上記以外の者に提供することも有り得る。その場合において、当該個人情報を提供する者に対し、情報が漏れることのないよう厳重な管理を促すとともに、速やかに利用者に報告すること。
- (3) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録すること。

以上

年 月 日

事業所名 瑞穂市地域包括支援センター（瑞穂市別府1283番地）

代表者 社会福祉法人 瑞穂市社会福祉協議会 会長 松原 隆 行 様

利用者	住所	瑞穂市
	氏名	印
署名代行者	住所	
	氏名	印